

総務第170号
令和4年3月18日

雲南市監査委員 渡部彰夫 様
雲南市監査委員 原 祐二 様

雲南市長 石 飛 厚 志

財政援助団体等監査措置状況報告書

令和3年11月11日付監第53号で報告された「財政援助団体等監査の結果について」において指摘事項となっていた下記事業について、別紙のとおり措置を行ったので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき報告いたします。

記

1. 対象事業（所管部局）

- ①地域づくり活動等交付金（政策企画部地域振興課）
- ②保育所等副食費無償化事業補助金（子ども政策局子ども政策課）
- ③商工業振興費補助金（産業振興部産業振興課）

別紙

補助金等名称	所管部局	検討要望事項	改善措置
地域づくり活動等交付金	政策企画部 地域振興課	<p>実績報告書において、補助金対象経費が明確でない団体も見受けられたので、統一的な会計システムの活用を推奨するなど交付金使途の明確化のため今後も指導、支援されたい。</p> <p>※実績報告書に添付される事業区分別支出費目明細書等に補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分されていない。</p>	<p>地域自主組織における会計処理については、市において統一的な会計システムを構築し、導入を希望される組織から順次、運用を開始しております。今後、すべての組織で運用されることで、補助金対象経費の明確化が図られると考えています。引き続き会計システムの普及に向け努めてまいります。</p>
保育所等副食費無償化事業補助金	子ども政策局 子ども政策課	<p>補助金交付関係書類を確認したところ、経費の算出方法、一部事務手続きについて補助金交付要綱と相違する部分が見受けられた。保護者にとってニーズの高い事業であるため、関係する補助金交付要綱と交付事務の精査・見直しを図られたい。</p> <p>※雲南市保育所等副食費無償化事業費補助金交付要綱第5条補助金の額の算定方法において、児童1人につき月額4,500円を基準額とすると定められている。月額4,500円を下回った月があっ</p>	<p>雲南市保育所等副食費無償化事業費補助金交付要綱にかかる補助基準額の算定根拠（年間合計額を月数で除したのもの）及び根拠書類について、交付事務手続きとの整合性が図られるよう要綱の一部改正を行うこととします（別紙）。</p> <p>要綱に基づいた交付手続きとなるよう、適切な事務処理に努めてまいります。</p>

		<p>たが基準額相当分支払われている。この算出については、年間合計を月数で割っての支給としているとのことだが、要綱との整合性が図られていない。</p> <p>※1名の交付対象者について、9月中の申請にもかかわらず年度末までの予定額で補助金申請され、なおかつ交付決定されている。雲南市保育所等副食費無償化事業費補助金交付要綱第6条では申請時に証拠書類（領収書の写し等）が必要と定められているため、この手続き事務は要綱との整合性が図られていない。</p>	
商工業振興費補助金	産業観光部 商工振興課	<p>ぐるっと雲南スタンプラリー事業については、補助金交付要綱との整合性が図られていない部分が見受けられた。地域経済にとって必要な事業でもあるため、補助金交付要綱を含め実効性のあるものに見直しを図りたい。</p> <p>※雲南市ぐるっと雲南スタンプラリー事業補助金交付要綱第2条において補助対象経費とする景品購入のために要する経費について、補助率と整合性が図られていない。</p>	<p>ぐるっと雲南スタンプラリー事業は、コロナ禍で重要な市内経済対策のひとつであり、事業に求められる実情と補助金交付要綱がまちあっていない部分があることから、補助金交付要綱を実情、実態に合わせ改正を行い、事業の有効性が損なわれることがないようにいたします。</p> <p>雲南市ぐるっと雲南スタンプラリー事業補助金交付要綱第2条を改正します（別紙）。</p>

雲南市保育所等副食費無償化事業費補助金交付要綱新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第4条 略 (補助金の額の算定方法)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号の基準額により算出した額と保育所等で<u>当該年度</u>に提供した副食に要する経費とを比較して少ない方の額とする。</p> <p>(3) 児童が<u>年度の途中で</u>、入所・入園した場合は日割とし、当該日割り額の算出の方法については、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項(平成28年8月23日通知府子本第571号、28文科初第727号、雇児第0823第1号)第2に規定する月途中で利用を開始又は利用を終了した子ども等に係る公定価格の算定方法に準ずる。</p> <p>(4) 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (補助金の額の算定方法)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号の基準額により算出した額と保育所等で<u>当該月</u>に提供した副食に要する経費とを比較して少ない方の額とする。</p> <p>(3) 児童が<u>月の途中で</u>、入所・入園した場合は日割とし、当該日割り額の算出の方法については、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項(平成28年8月23日通知府子本第571号、28文科初太727号、雇児第0823第1号)第2に規定する月途中で利用を開始又は利用を終了した子ども等に係る公定価格の算定方法に準ずる。</p> <p>(4) 略</p> <p><u>(交付申請)</u></p> <p><u>第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第4条に定める補助金交付申請書に次に掲げる書類を添え</u></p>

雲南市保育所等副食費無償化事業費補助金交付要綱新旧対照表

改正案	現 行
<p>(検査等)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(関係書類の整備及び保存)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> 略</p>	<p><u>て、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 副食を提供する際にかかった経費の根拠書類</u></p> <p><u>(2) 副食提供者一覧</u></p> <p>(検査等)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(関係書類の整備及び保存)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> 略</p>

雲南市ぐるっと雲南スタンプラリー事業補助金交付要綱新旧対照表

改正案			現 行			
第1条～第11条 略 別表（第2条関係） (1) 補助対象経費区分、_____補助限度額			別表（第2条関係） (1) 補助対象経費区分、 <u>補助率及び</u> 補助限度額			
区分	補助対象経費	補助限度額	区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
景品 経費	景品購入のために要する経費	予算の範囲内で市長 が定める額	景品 経費	景品購入のために要する経費	補助対象 経費の3 分の1以 内	予算の範囲 内で市長が 定める額
事務 的経 費	ア 賃金 イ 需用費 消耗品費、印刷製本 費等 ウ 役務費 手数料、広告費、保 険料等 エ 委託料 オ 使用料及び賃借料 カ その他市長が認めるもの	予算の範囲内で市長 が定める額	事務 的経 費	ア 賃金 イ 需用費 消耗品費、印刷 製本費等 ウ 役務費 手数料、広告 費、保険料等 エ 委託料 オ 使用料及び賃借料 カ その他市長が認めるもの		
(2) 略			(2) 略			
様式第1号～様式第7号 略			様式第1号～様式第7号 略			